

宮城県公報

行 政 監 査 委 員 会
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

- 身体障害者福祉法に基づく医師の指定 (障害福祉課) 一
- 身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の変更 (同) 一
- 身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の名称の変更 (同) 二
- 身体障害者福祉法に基づく指定医師の指定の辞退 (同) 二
- 県営土地改良事業換地計画の縦覧(五件) (農村整備課) 二
- 平成十三年宮城県告示第九百五十八号(漁港管理条例第十条の二第一項に基づく施設の指定)の一部改正 (水産業基盤整備課) 三
- 政府調達に関する協定の適用を受ける入札の公告 (管 財 課) 四
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療を行う医療機関の指定 (障害福祉課) 七
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の変更の届出 (同) 七
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退 (同) 七
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 (新産業振興課) 七
- 開発行為に関する工事の完了(三件) (建築宅地課) 九
- 企業局固定資産等管理規程の一部を改正する管理規程 (企業局) 一〇
- 公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程 三〇

○企業局処務規程の一部を改正する管理規程
監 査 委 員 会
○定期監査結果に対する措置の公表(三件)

告 示

○宮城県告示第三号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定により、身体障害者手帳の交付のために診断を行う医師として、令和二年十一月十九日次の者を指定した。

令和三年一月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
大坂美和子	内 科 循環器内科	一般社団法人あい日本吉眺会 あゆみ野クリニク	石巻市あゆみ野二丁目十四番一 号
加藤 薫子	脳神経外科	医療法人松涛会 南浜中央病院	岩沼市寺島字北新田百十一番地
佐藤 哲也	整 形 外 科	医療法人泉整形外科病院 大崎西整形外科	大崎市古川新田字川原前二百九 十七番地
神波 力也	外 科	大崎市民病院	大崎市古川穂波三丁目八番一 号
高橋 一臣	外 科	大崎市民病院	大崎市古川穂波三丁目八番一 号
武藤 智之	リウマチ科	大崎市民病院	大崎市古川穂波三丁目八番一 号

○宮城県告示第四号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定により指定した医師の所属医療機関に、次のとおり変更があった。

令和三年一月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	新	旧
		所属医療機関の 名称	所属医療機関の 名称
		所在地	所在地

佐々木幸則	内科	医療法人浄仁会 大泉記念病院	白石市福岡深谷 字一本松五番一 号	石巻市立病院	石巻市穀町十五 番一号
-------	----	-------------------	-------------------------	--------	----------------

○宮城県告示第五号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した医師の所属医療機関の名称に、次のとおり変更があった。

令和三年一月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	所属医療機関の名称		所属医療機関の所在地
	新	旧	
大友 亮	医療法人敬仁会大友医 院	医療法人敬仁会大友病 院	気仙沼市三日町二丁目二番二十 五号
渡部 準	医療法人敬仁会大友医 院	医療法人敬仁会大友病 院	気仙沼市三日町二丁目二番二十 五号
大友 岳	医療法人敬仁会大友医 院	医療法人敬仁会大友病 院	気仙沼市三日町二丁目二番二十 五号

○宮城県告示第六号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した次の医師から、指定の辞退があった。

令和三年一月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	所属医療機関の名称		所属医療機関の所在地
		新	旧	
大友 仁	内科	医療法人敬仁会 大友医 院	医療法人敬仁会 大友医 院	気仙沼市三日町二丁目二番二十 五号
木島 三夫	内科	医療法人敬仁会 大友医 院	医療法人敬仁会 大友医 院	気仙沼市三日町二丁目二番二十 五号
吉川 順一	内科	医療法人敬仁会 大友医 院	医療法人敬仁会 大友医 院	気仙沼市三日町二丁目二番二十 五号
渡辺 卓	外心臓血管科	石巻赤十字病院	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一番地

○宮城県告示第七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事

業上福田地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができ、また、この換地計画については、上記の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、宮城県を被告として、仙台地方裁判所に換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和三年一月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

換地計画書の写し

二 縦覧期間

令和三年一月十二日から令和三年二月九日まで

三 縦覧場所

東松島市役所、東松島市鳴瀬庁舎、美里町役場及び美里町南郷庁舎

○宮城県告示第八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業松島地区（宮戸2分区）の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができ、また、この換地計画については、上記の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、宮城県を被告として、仙台地方裁判所に換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和三年一月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

換地計画書の写し

二 縦覧期間

令和三年一月十二日から令和三年二月九日まで

三 縦覧場所

東松島市役所本庁舎及び鳴瀬庁舎

○宮城県告示第九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業奥松島地区（宮戸7分区）の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。また、この換地計画については、上記の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、仙台地方裁判所に換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和三年一月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

換地計画書の写し

二 縦覧期間

令和三年一月十二日から令和三年二月九日まで

三 縦覧場所

東松島市役所本庁舎及び鳴瀬庁舎

○宮城県告示第十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業奥松島地区（宮戸8分区）の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。また、この換地計画については、上記の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、仙台地方裁判所に換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和三年一月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

換地計画書の写し

二 縦覧期間

令和三年一月十二日から令和三年二月九日まで

三 縦覧場所

東松島市役所本庁舎及び鳴瀬庁舎

○宮城県告示第十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業奥松島地区（宮戸9分区）の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。また、この換地計画については、上記の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、宮城県を被告として、仙台地方裁判所に換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和三年一月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

換地計画書の写し

二 縦覧期間

令和三年一月十二日から令和三年二月九日まで

三 縦覧場所

東松島市役所本庁舎及び鳴瀬庁舎

○宮城県告示第十二号

平成十三年宮城県告示第九百五十八号（漁港管理条例第十条の二第一項に基づく施設の指定）の一部を次のように改正し、令和三年四月一日から施行する。

令和三年一月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

表波路上漁港の項中

泊地	七半沢防波堤横泊	気仙沼市波路上崎野地先のうち別図に示す延長三五メートル及び幅員一〇メートル
----	----------	---------------------------------------

を

表志津川漁港の項中

泊地	七半沢防波堤横泊地	気仙沼市長磯森地先のうち別図に示す延長三メートル及び幅員一〇メートル
----	-----------	------------------------------------

に改める。

泊地	大森護岸横泊地	本吉郡南三陸町志津川字本浜町地先のうち別図に示す延長四〇メートル及び幅員一〇メートル
泊地	①大森防波堤横泊地	本吉郡南三陸町志津川字大森地先のうち別図に示す延長五〇メートル及び幅員四〇メートル
泊地	大森岸壁横泊地	本吉郡南三陸町志津川字大森地先のうち別図に示す延長三〇メートル及び幅員四五メートル
泊地	②大森防波堤横泊地	本吉郡南三陸町志津川字大森地先のうち別図に示す延長一〇メートル及び幅員一〇メートル

を

泊地	大森護岸横泊地	本吉郡南三陸町志津川字旭ヶ浦地先のうち別図に示す延長四〇メートル及び幅員一〇メートル
泊地	①大森防波堤横泊地	本吉郡南三陸町志津川字旭ヶ浦地先のうち別図に示す延長五〇メートル及び幅員四〇メートル
泊地	大森岸壁横泊地	本吉郡南三陸町志津川字旭ヶ浦地先のうち別図に示す延長三〇メートル及び幅員四五メートル
泊地	②大森防波堤横泊地	本吉郡南三陸町志津川字旭ヶ浦地先のうち別図に示す延長一〇メートル及び幅員一〇メートル

に改める。

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。
令和三年一月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 入札に付する事項
- 1 調達案件及び数量 県庁舎等清掃業務 一式
- 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 履行期間 令和三年四月一日から令和六年三月三十一日まで

- 4 履行場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号ほか
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二條第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一條第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三條第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四條第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七條第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴力団員」という。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。))又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和四十五年法律第二十号。以下「建築物衛生法」という。)第十二条の二第一項第一号又は第八号の事業について、同項の規定による知事の登録を受けている者であること。

9 建築物衛生法第十二条の二第一項第七号の事業について、同項の規定による知事の登録を受けている者であること。

10 平成二十九年以降において、延べ床面積一万平方メートル以上の建物に係る本件業務と同種の業務を受託し、十二か月以上継続して履行した実績を有すること。

11 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、宮城県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二二二二一三三五)へ令和三年一月二十日(水)午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システム(以下「システム」という。)の利用

(一) 本調達案件は、電子入札(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手續の総称をいう。以下同じ。及び紙入札(書面により執行する競争入札又は随意契約における

相手方決定の手續の総称をいう。以下同じ。)を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所及び問い合わせ先
〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県総務部管財課調整班(担当 木村 栞 電話〇二二二二二一三三五)

3 書面による入札説明書及び仕様書の交付期限 令和三年一月二十五日(月)午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、令和三年一月二十日(水)まで2宛て申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和三年一月二十五日(月)午前九時から令和三年二月二日(火)午後五時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和三年一月二十五日(月)午前九時から令和三年二月二日(火)午後五時までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 令和三年二月八日(月)午前九時から令和三年二月十六日(火)午後五時まで
(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 令和三年二月十六日(火)午後五時

ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するように提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

6 開札の日時及び場所

令和三年二月十七日(水)午前十時 宮城県行政庁舎一階 出納局会議室

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者

五 入札参加に当たつての注意事項

1 調査基準価格について 本人札は、財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第百条の二及び「清掃業務委託に係る履行能力確認調査実施要領（平成二十四年十二月十二日施行）」に基づき調査基準価格を設けるので、その調査基準価格を下回る入札があったときは、入札を保留にして必要な調査を行い、地方自治法施行令第六十七条の十第一項の規定により、予定価格の範囲内の価格で最低の価格の入札者を落札者とせず、予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の入札者のうち最低価格の入札者を落札者とすることがある。

2 履行能力確認調査について

(一) 1の調査基準価格を下回る入札があり、入札が保留になったときは、最低価格入札者と契約することが、契約の適正履行及び公正な取引の秩序の観点から支障がないかを数値的判斷基準により審査する。

また、当該審査により落札不相当とならなかった場合は、最低価格入札者からの関係資料の提出及び事情聴取並びに関係機関への照会その他の方法により、調査（以下「履行能力確認調査」という。）する。

(二) 具体的な調査方法、最低価格入札者が提出すべき資料等、履行能力確認調査に関する内容は、「清掃業務委託に係る履行能力確認調査実施要領」及び「清掃業務委託履行能力確認調査・審査基準」（平成二十四年十二月十二日施行）に規定されており、宮城県出納局契約課のホームページ（<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/keiyaku/>）からダウンロードすることができる。

3 業務委託費内訳書について

(一) 調査基準価格を下回る入札があったときは、調査基準価格を下回る入札を行った入札者から、入札書に記載されている入札価格に対応した業務委託費内訳書の提出を求める場合がある。

(二) 業務委託費内訳書は、書面により提出すること。

(三) 業務委託費内訳書の様式は任意であるが、最低限数量、単価、金額等を記載すること。

4 調査基準価格を下回る価格で落札されたときの調査協力について この業務が調査基準価格を下回る価格で落札されたときは、業務の適正な履行を確保するため、履行期間中に必要な調査を行うことがある。その場合は、業務の受注者は次のとおり調査に協力しなければならない。

(一) 受注者は、その業務体制について記載した書類を作成し、宮城県からその提出を求められたときは、これに応じなければならない。

(二) 受注者は、業務を行うに当たり仕様書に基づき計画した内容について記載した書類を作成し、宮城県からその提出を求められたときは、これに応じなければならない。

(三) (一)及び(二)に規定する書類について宮城県から事情聴取を求められたときは、これに応じなければならぬ。

ればならない。

5 長期継続契約について この業務は、年度当初から業務を開始する必要があることから地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）及び地方自治法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務として契約締結を行う。したがって、この業務に係る歳出予算が不成立となったときは入札の中止や契約の解除を行うことがある。

六 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年宮城県規則第四十五号）第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第一百三十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 財務規則第百条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、調査基準価格を下回る入札について、落札者となるべき者の入札価格によつては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、又はその者と契約を締結するときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする場合がある。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするの有無 有

8 契約書作成の要否 要

9 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

10 詳細は、入札説明書による。

七 概要

Summary

1 Nature and Quantity of the Service to be Procured : Cleaning of the Miyagi Prefectural

Government Building and other locations (1 set)

2 Period of Implementation : April 1, 2021 to March 31, 2024

3 Place of Implementation : 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi, and other locations

4 Place and Deadline for Bid Submission : February 16, 2021 (Tue), 5 : 00 p.m.

General Affairs Section, Property Management Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Government

5 Time and Place for Bid Selection : February 17, 2021 (Wed), 10 : 00 a.m.

Treasury Department Conference Room, 1st Floor, Miyagi Prefectural Government Building

6 Contact Information : KIMURA Shiori, General Affairs Section, Property Management Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Government 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan

TEL: 022-211-2351

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち育成医療及び更生医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条の規定により公告する。

令和三年一月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ウエルシア薬局石巻赤十字病院前店	石巻市あけぼの北一丁目一七七	令和二年十二月一日
ウエルシア薬局本塩釜駅前店	塩竈市海岸通十一一	令和二年十二月一日
ホーブ薬局気仙沼店	気仙沼市田中前二丁目八七一一	令和二年十二月一日
ウエルシア薬局利府青山店	宮城県利府町青山二丁目一一九	令和二年十二月一日

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第六十九条の規定により公告する。

令和三年一月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更前	名 称	所 在 地
医療法人社団清靖会木村病院		大崎市古川中島町一一八
変更後	医療法人社団清靖会木村病院 FC HOSPITAL	大崎市古川中島町一一八

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次のとおり育成医療及び更生医療を行う医療機関として指定した指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第六十九条の規定により公告する。

令和三年一月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	担 当 する 医療の種類	所 在 地	辞 退 年 月 日
仙台調剤薬局瀬峰店	調剤	栗原市瀬峰下田五十三一九	令和二年九月三十日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和三年一月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 入札に付する事項
 - 1 調達案件及び予定数量
 - (一) 調達案件 産業技術総合センター依頼試験及び機器保守管理等業務
 - (二) 予定数量 入札説明書及び仕様書による。
 - 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - 3 履行期間 令和三年四月一日から令和六年三月三十一日まで
 - 4 履行場所 宮城県仙台市泉区明通二丁目二番地 宮城県産業技術総合センター
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項等
 - 1 過去五年間に国、地方公共団体等と当該業務に類似する契約（仕様書別表一に定めるコンクリート試験（強度試験）を含む複数の試験項目の実施業務）を締結し、かつ、これを誠実に履行

した実績がある者であること。

2 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の四の規定に該当しないこと(被補助人・被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は除く。)

3 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されていること。

4 3以外の者で開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

5 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

6 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合に於ては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

7 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者について、その者に係る更生計画認可の決定があつた場合に於ては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

8 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

9 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に掲げる次のいずれかに該当しないこと。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行つた行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二項に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員若しくは暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。))の威力を利用するなどしていたと認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団又は暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

10 入札説明書に示す業務説明会及び面談に参加の上、四3に示す期間内に入札参加資格確認申請を行い、審査を受けていること。また、入札執行日までの間において当該書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

11 仕様書11(2)に定める要件を満たす職員を二名以上、同(3)に定める職員を一名以上雇用していること。

三 入札参加資格申請場所及び提出期限

宮城県の物品調達に係る競争入札参加資格のない者で入札への参加を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(千九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二二二一三三三五)へ令和三年二月十日(水)午後五時までに提出すること。

四 入札書の提出場所等

1 電子調達システム(以下「システム」という。)の利用

(一) 本調達案件は、電子入札(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。)及び紙入札(書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。)を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあら

かじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。
2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号
宮城県経済商工観光部新産業振興課新産業支援班(担当 平霞 亨太 電話〇二二一二二二一
二七二二)

3 一般競争入札参加資格審査

(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより、令和三年一月二十八日(木)から令和三年二月四日(木)午後五時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和三年二月四日(木)午後五時までに必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

4 入札書の提出期限及び場所

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 令和三年二月十二日(金)から令和三年二月十七日(水)午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 令和三年二月十七日(水)午後五時まで

ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送により入札書を提出する場合は、イの日時までに配達証明付書留郵便にて到達する。ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時までに開札場所へ提出できるものとする。

5 開札の日時及び場所

(一) 日時 令和三年二月十八日(木)午前十時

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎六階 六一一会議室

五 入札に参加することができない者

二に定める資格を有しない者

六 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金及び契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条、第九十

八条、第百十三条及び第百十四条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十五号)第二条の規定による。

3 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

4 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加えた金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定方法 予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

6 最低価格の入札者以外の者を落札者とする事の有無 無

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は入札説明書による。

七 概要

Summary

1 Nature and Quantity of the Services to be Procured : Test administration and equipment maintenance for the Industrial Technology Institute, Miyagi Prefectural Government (1 set)

2 Period of Implementation : April 1, 2021 to March 31, 2024

3 Place and Deadline for Bid Submission : February 17, 2021

New Industry Development Division, Commerce, Industry and Tourism Department, Miyagi Prefectural Government 38-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570

4 Time and Place for Bid Selection : February 18, 2021, 10 : 00 a.m.
Conference Room 611, 6th Floor, Miyagi Prefectural Government Building

5 Contact Information: T AIYOSHI, New Industry Support Section, New Industry Development Division, Commerce, Industry and Tourism Department, Miyagi Prefectural Government 38-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan

TEL: 022-211-2722

6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only.

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工

<p>○宮城県企業局管理規程第一号</p> <p style="text-align: center;">企 業 局</p>	<p>区)に係る開発行為は、その工事を完了した。 令和三年一月八日</p> <p>一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称</p> <p>二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)</p>	<p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> <p>黒川郡大衡村大衡字五反田四番三十三、四番三十四、四番五十、四番五十一、四番五十二、四番五十六、四番百三、四番百四、四番百六、四番百七</p> <p>愛知県名古屋市長東区一社三丁目七番地 株式会社ユニホー</p>
	<p>区)に係る開発行為は、その工事を完了した。 令和三年一月八日</p> <p>一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称</p> <p>二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)</p>	<p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> <p>名取市高館熊野堂字岩口南四十一番四の一部</p> <p>名取市高館熊野堂字岩口南三十七番地の一 阿部 貴俊</p>

<p>企業局固定資産等管理規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。 令和三年一月八日</p> <p style="text-align: center;">宮城県公営企業管理者 櫻 井 雅 之</p> <p style="text-align: center;">企業局固定資産等管理規程の一部を改正する管理規程</p> <p style="text-align: center;">企業局固定資産等管理規程(昭和六十三年宮城県企業局管理規程第四号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第十条第三項中「固定資産台帳にその事実を記載の上、」を削る。</p> <p>第五十三条第三項中「から様式第二十五号の三まで」を削る。</p> <p>第五十七条の見出し中「現在高報告」を「資産明細書」に改め、同条中「固定資産現在高報告書(様式第二十六号)及び」を削り、「様式第二十七号」を「様式第二十六号」に改める。</p> <p>別表第一建物の項中</p>	<p>「 (一) 太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備(これらの設備に附帯して設置されるものを含み、屋根、屋上部分及び壁面に設置されるものに限る。以下「太陽光発電設備」という。))の設置</p> <p>「 (二) その他</p>	<p>建物延面積に対する使用する面積(広告物等の設置に使用する場合であつて当該広告物等の広告の表示面の面積が当該広告物等の設置に使用する面積を上回る場合に於ては、当該広告物等の広告の表示面の面積)の割合を建物価額に乘じて得た額の十・五パーセントに相当する金額</p> <p>使用する面積(屋根又は壁面を使用する場合には、当該太陽光発電設備の平面を垂直に当該屋根又は壁面に投影するものとした場合における当該投影部分の面積)に太陽光発電設備を設置する場所その他の事情を勘案して当該太陽光発電設備ごとに管理者が定める額を乘じて得た金額に一・一を乘じて得た金額</p>
	<p>改め、同表備考第九号中「のみの使用」の下に「(太陽光発電設備の設置を目的とするものを除く。)」を、「建面積」の下に「(建物の一部のみに使用にあつては、建物延面積に対する使用する面積の割合を建面積に乘じて得た面積)」を加える。</p> <p>様式第九号を次のように改める。</p>	<p>を</p>

様式第十七号を次のように改める。

様式第二十四号（その一）を次のように改める。

様式第二十四号（その二）を次のように改める。

様式第24号 (その2) (第53条関係)

国定資産総括表

会 計： ()

資 産 の 種 類	年度当初 現在高	当 年度 増 加 額	当 年 少 額	当 年 度 減 価 償 却 高	当 年 度 現 在 高	備 考

(単位 円)

様式第二十五号（その一）を次のように改める。

様式第25号 (その1) (第53条関係)

国 定 資 産 台 帳 (土 地)

会 計 :

資産番号	旧資産番号	登記所在地	帳簿原簿内訳	
資産名称			内訳計 財源内訳	
取得年月日	精算年月日	登記年月日		
取得原因		台帳面積 (㎡)	内訳計	
施設名称		公図面積 (㎡)		
所在地		勘定科目	内訳計	
管理所属		款項目節		
部門		取得価額	内訳計	
共同区分		土地価額		
交付金対象		土地事務費	内訳計	
地日		事務費		
異動年月日	登記年月日	土地価格	備	考
		台帳面積 (㎡)		
		公図面積 (㎡)		
		事務費		
		取得価格		

(単位 円)

様式第二十五号（その二）を次のように改める。

様式第25号 (その2) (第53条関係)

国 定 資 産 台 帳 (土地以外)

会 計 :

資産番号			旧資産番号			管 種	帳簿原価内訳			
資産名称			取得年月日	精算年月日		管 径				
取得年月日			耐用年数		償却率	延 長				
取得原因			勘定科目		交付金対象	款 項 目 節				
施設名称			工事番号名称			財 源 内 訳				
所在地						内訳計				
管理所属						内訳計				
部 門			稼働率			内訳計				
共同区分			%			内訳計				
備 考			取得価額			内訳計				
			償却除外額			内訳計				
年月日	摘 要	帳簿原価	借方	貸方	償却果	内訳計	帳簿価額	補助金等	年度末償却	処分金額

(単位 円)

様式第二十五号（その三）を次のように改める。

様式第25号 (その3) (第53条関係)

国 定 資 産 台 帳 (土地以外) (構造・別表)

会 計 :

資産番号	旧資産番号	管 種	帳簿原価内訳
資産名称		口 径	
取得年月日	精算年月日	延 長	
取得原因	耐用年数	交付金対象	
施設名称		勘定科目	内訳計
所在地		款 項 目 節	
管理所属			財 源 内 訳
部 門		工事番号名称	
共同区分	稼働率		
備 考	%	取得価額	内訳計
		償却除外額	
構 造	数 量	備 考	構 造
	単 位		
			数 量
			単 位
			備 考

(単位 円)

様式第二十五号（その四）を次のように改める。

様式第25号 (その4) (第53条関係)

国 定 資 産 台 帳 (土地以外) (長期前受金・別表)

会 計 :

資産番号	資産名称	旧資産番号	取得年月日	耐用年数	償却率	施設名称	所在地	管理所属	部門	共同区分	備考	管 種	口径	帳簿原価内訳	内訳計
年月日	摘要	前受金帳簿原価	除却等	利益化累計額	借方	累計	年月日	摘要	前受金帳簿原価	除却等	利益化累計額	借方	累計	内訳計	

(単位 円)

様式第二十五号（その五）を次のように改める。

様式第二十五号（その六）を次のように改める。

様式第25号 (その6) (第53条関係)

国 定 資 産 台 帳

(単位 円)

資産番号	資産名称	所在地	會計課	工事番号	工事名称	請負者	取得年月日	大分類	中分類	小分類	細分類	旧資産番号		取得価額		取得日時取得価額 (A)	取得財源 ①国庫補助金 ②企業債 ③市町村負担金 ④単独費	勘定科目	款項 目 節 細 節	
												前受金帳簿原価	増減額	除却等	借方					借方
																		取得財源 ①国庫補助金 ②企業債 ③市町村負担金 ④単独費		
																		資産耐用年数 (法適用時) 経過年数 (法適用時まで) 残存価額 (法適用時) 償却限度額 (法適用時)		
																		内訳計		
																		内訳計		

様式第二十五号(その七)を削る。

様式第二十五号(その八)中「様式第25号(その8)」を「様式第25号(その7)」に改め、同様式を様式第二十五号(その七)とする。

様式第二十五号の二及び様式第二十五号の三を削る。

様式第二十六号を削る。

様式第二十七号中「様式第27号」を「様式第26号」に改め、同様式を様式第二十六号とする。

附 則

(施行期日)

1 この管理規程は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この管理規程の施行の日前に許可を受けた使用に係る使用料については、なお従前の例による。
○宮城県企業局管理規程第二号

公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和三年一月八日

宮城県公営企業管理者 櫻 井 雅 之

公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程

公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規程(令和二年宮城県企業局管理規程第十

三号)の一部を次のように改正する。

附則の次に次の二様式を加える。

様式第一号(第2条関係)

宮城県公営企業管理者 殿

年 月 日

申請者
所在地
団体名
代表者氏名
電話番号
印

指定管理者の指定申請書

公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条第1項の規定により、〇〇の指定管理者の指定を申請します。

記

公の施設の名称

※ 添付書類

- 1 定款、寄附行為、規約その他団体の目的、組織及び運営の方法を示す書類
- 2 法人にあつては、登記簿の謄本
- 3 法人でない団体にあつては、役員の名簿及び住所を記載した書類
- 4 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他団体の業務の内容を示す書類
- 5 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、損益計算書その他団体の財務の状況を示す書類
- 6 公の施設の管理に係る事業計画書
- 7 施設を管理する上で必要な許認可証等の写し
- 8 その他公営企業管理者が別に定める書類

様式第2号 (第3条関係)

年 月 日

宮城県公管企業管理者 殿

申請者
所在地
団体名
代表者氏名
電話番号

印

指定管理者の変更届

下記のとおり変更があったので、公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第7条の規定により、届け出ます。

記

- 1 公の施設の名称
- 2 変更事項

変 更 後	変 更 前

※ 添付書類
変更の事実を証する書面

附 則

この管理規程は、公布の日から施行し、この管理規程による改正後の公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規程の規定は、令和二年七月一日から適用する。

○宮城県企業局管理規程第三号

企業局処務規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和三年一月八日

宮城県公管企業管理者 櫻 井 雅 之

企業局処務規程の一部を改正する管理規程

企業局処務規程（昭和四十九年宮城県企業局管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一各所長の項第二号り中「チ」を「リ」に改め、同号中りをヌとし、ホからチまでをへからりまでとし、同号二中「ハ」の下に「及びニ」を加え、同号中二をホとし、ハの次に次のように加える。

ニ 施設（各所長が管理するものに限る。）の工事的役務の調達に係る委託 一億五千万円

附 則

この管理規程は、令和三年一月八日から施行する。

監 査 委 員

○宮城県監査委員告示第一号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事から同条第14項の規定により下記措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

令和3年1月8日

宮城県監査委員	本 木 忠 一
宮城県監査委員	宮 城 大 田 裕 郎
宮城県監査委員	宮 城 石 森 健 二
宮城県監査委員	宮 城 成 田 由 加里

記

1 監査委員の報告日

令和2年9月4日

2 通知のあった日

令和2年11月4日

3 監査委員の報告の内容及び措置の内容

(1) 宮城第一高等学校

イ 監査委員の報告の内容

負担金において、二重払が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

平成31年度全国高等学校教頭・副校長会の会費について、支払完了後に再度請求書を徴収し支払を行ったもの。

・件数 1件

・金額 9,000円

ロ 措置の内容

負担金について、支出状況確認一覧表を作成し、事務室内の全職員が確認できるよう整理した。また、予算の執行状況や支出負担行為履歴を確認するため、財務システムの有効的な活用方法について、事務室内で改めて情報共有を行い、再発防止に努めていく。

(2) 石巻北高等学校

イ 監査委員の報告の内容

報酬及び賃金において、返納手続の遅延、返納額の誤り及び支払遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

1 非常勤講師の報酬について、返納手続の遅延及び返納額の誤りがあったもの。

・件数 5件

・金額 121,010円

2 緊急学校支援員の賃金について、通勤手当相当額を支給定日に支給しなかったもの。

・件数 2件

・支給定日 令和元年7月10日

・支給日 令和元年8月8日

ロ 措置の内容

報酬及び賃金は、支給対象職員の生活に直結する収入であるため、計算の錯誤や支給遅延等のないよう、厳正適正かつ慎重に事務処理すべきものであるとともに、錯誤があった場合は速やかに対処するように担当職員へ改めて指導を行った。

現在は、事務室全体で業務上の疑問点を共有し、互いに支援・アドバイスを適切に行えるよう、職員同士が相談しやすい体制を構築している。また、会計事務カウンセラーなどのチェック

ツールを活用し、失念による事務処理遅延などの再発防止を図っていく。

○宮城県監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事から同条第14項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

令和3年1月8日

宮城県監査委員	本	木	忠	一
宮城県監査委員	太	田	稔	郎
宮城県監査委員	石	森	建	二
宮城県監査委員	成	田	由	加里

記

1 監査委員の報告日

令和2年9月4日

2 通知のあった日

令和2年11月4日

3 監査委員の報告の内容及び措置の内容

(1) 職員厚生課

イ 監査委員の報告の内容

県職員宿舍及び寮の管理において、関係法令に準拠していないものが認められたので、今後発生しないように対策を講じられたい。

(内容)

消防法により定められた消防設備点検結果の報告及び防火管理者の選任・解任の手続きがなされていなかったもの。

・消防法第17条の3の3、同法第8条第2項

ロ 措置の内容

未報告であった消防設備点検結果報告及び防火管理者選任等届出については、それぞれ所管の消防署に処理方法を確認の上、指示を受けた時期に提出を行った。

今後は消防法や関係法令の把握・遵守に努め、担当者が異動の際に報告や届出時期の失念が生じないよう適切な引き継ぎを行うとともに、届出が必要な事項や報告年次等をリスト化し、引継書と合わせて共有を図ることで適正な事務処理に努める。

(2) 税務課・地方税徴収対策室

<p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお、収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、収収の確保に努められたい。</p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度収入未済額 現年度分 1,333,372,737円 過年度分 1,939,786,737円 合 計 3,273,159,474円 ・平成30年度収入未済額 現年度分 1,213,067,263円 過年度分 1,978,211,183円 合 計 3,191,278,446円 <p>ロ 措置の内容</p> <p>令和元年度については「第5次県税滞納額縮減対策3か年計画」及び「令和元年度県税事務運営」に基づき、県税収入未済額の縮減と収収確保に努めた。</p> <p>特に、県税収入未済額の約8割を占める個人県民税については重点税目として、各県税事務所にて市町村滞納整理協働支援チームを設置し、職員休任制度の活用による徴収技術のスキルアップや、住民税徴収対策会議における研修会や事業検討会の開催など、市町村の実情に応じた支援を行うとともに、庁内各課室と連携・協働して収入未済額の縮減対策を実施した。</p> <p>個人県民税以外の税目については、徴収困難な事案の割合が高くなっていることから、滞納繰越分について滞納処分を前提とした取組を徹底するとともに、担税力の乏しい者に対しては納税の緩和措置を適用する等により収入未済額の縮減を図った。</p> <p>しかしながら、年度末に繰越となった徴収猶予額が平成30年度に比べ約1億6千万円多かつたため、令和元年度収入未済額は約29億7千万円と平成30年度から約8千万円の増加となった。</p> <p>今後は、新型コロナウイルス感染症の影響による収入減により納付が困難となる納税者等の増加が見込まれることから、滞納処分を徹底していくとともに、生活困窮者に対する納税の緩和措置にも適切に対応し、収入未済額の縮減に取り組む。</p> <p>(3) 環境政策課・再生可能エネルギー室</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>旅費、需用費、負担金及び労働保険料において、支払、精算及び返納の遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。</p>	<p>(内容)</p> <p>1 需用費、旅費及び労働保険料について、支払遅延があったもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・件数 4件 ・金額 119,173円 <p>2 負担金について、精算及び返納遅延があったもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・件数 1件 ・金額 3,000円 <p>ロ 措置の内容</p> <p>会計事務の適正化のため、担当職員に業務が集中しないよう業務分担を見直したほか、課室共有の支払一覧表の作成や会計カレンダーの活用等により、業務の進捗状況等を確認していたが、支払等の遅延を防ぐことができなかった。</p> <p>このことから、以降は、更なる業務分担の見直しを行うとともに、定期的なシステム出力帳票の確認や、所属内及び庶務担当班内の打合せを行い、再発防止策の実施徹底、会計ルールや留意事項の共有、相談・報告しやすい職場環境づくりを図っている。</p> <p>さらに、負担金等の資金前渡金については、定期的に通帳を記帳し、上司による残高等の確認を行うとともに、イントラネットのスケジュール機能活用により、各手続の期限や処理状況を関係職員で共有・確認し、管理の適正化に取り組んでいる。</p> <p>(4) 循環型社会推進課・竹の内産廃処分場対策室</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>特別納付金（産業廃棄物最終処分場の行政代執行に係る費用）において、収入未済を解消する取り組みについて評価するものの、なお、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。</p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度収入未済額 現年度分 37,623,954円 過年度分 689,233,379円 合 計 726,857,333円 ・平成30年度収入未済額 現年度分 26,171,075円 過年度分 663,891,304円 合 計 690,062,379円
--	--

ロ 措置の内容

平成24年度以降、特別納付金の適正な管理と収入未済額縮減のため、不動産、銀行預金、生命保険等の財産調査と所得調査を実施し、不動産や銀行預金等の差押えを行うなど、時刻の中断と計画的な回収に努めている。

前年度の債権回収取組強化の結果、これまで特別納付金の納付に全く応じなかった3人の債務者が昨年12月から順次、分納を開始し、納付継続のフォローアップを通じて今年度も遅滞なく分納が継続されている。

また、資力が認められた債務者について、財産調査の拡充により把握した生命保険解約返戻金支払請求権を本年3月に差し押さえ、5月に差押取立額約2160万円を回収した。

今後も徹底した財産調査を継続し、各債務者の収入・資産状況の把握に努めるとともに、当該差押えにより分納を中断している資力が認められる債務者や唯一納付に応じない法人債務者について、差押えなど適切に滞納処分を行い、時刻中断を図っていく。

(5) 長寿社会政策課

イ 監査委員の報告の内容

法定受託事務である国庫補助金の支出事務において、未払が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

市町村から提出された補助金の請求書について、担当者不在等により支出処理が行われな
いまま、未払となったもの。

・件数 1件

・金額 7,379,000円

ロ 措置の内容

法定受託事務に係る補助金・交付金に係る事務手続の進捗状況を管理する一覧表を作成し、庶務担当班も含めた複数の職員において事務手続の進捗状況を管理できる体制を整え、再発防止のための管理を徹底することとした。

なお、未払となっていた補助金については、関係市町村に対して令和2年3月16日に支払いが行われた。

(6) 子ども・家庭支援課・子育て社会推進室

イ 監査委員の報告の内容

母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金等、児童保護費、児童扶養手当給付費返還金及びさわらび学園費において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

1 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金等

・令和元年度収入未済額

現年度分 6,165,251円

過年度分 62,953,845円

合 計 69,119,096円

・平成30年度収入未済額

現年度分 8,327,774円

過年度分 71,168,128円

合 計 79,495,902円

2 児童保護費

・令和元年度収入未済額

現年度分 2,628,710円

過年度分 14,127,328円

合 計 16,756,038円

・平成30年度収入未済額

現年度分 2,883,068円

過年度分 13,010,680円

合 計 15,893,748円

3 児童扶養手当給付費返還金

・令和元年度収入未済額

現年度分 167,440円

過年度分 14,070,420円

合 計 14,237,860円

・平成30年度収入未済額

現年度分 1,295,370円

過年度分 13,729,660円

合 計 15,025,030円

4 さわらび学園費

・令和元年度収入未済額

現年度分 110,000円

堺 公 城 司 報

<p>過年度分 222,800円 合 計 332,800円</p> <p>・平成30年度収入未済額</p> <p>現年度分 0円 過年度分 389,000円 合 計 389,000円</p> <p>ロ 措置の内容</p> <p>1 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金</p> <p>母子父子寡婦福祉資金貸付金の収入未済額については、平成27年3月に策定した「意識改革プログラム」及び「縮減方針」に基づき、各取組を実施してきたところである。今年度においては、8月の保健福祉事務所長会議で収入未済の現状と課題について説明し、収入未済額縮減に取り組んでいただくよう改めて周知した。</p> <p>また、貸付金担当者会議において、知識の共有を図るとともに、アプローチ方法を検討しながら、縮減に向けた取組をより一層強化していく。</p> <p>2 児童保護費</p> <p>収入未済縮減にあたり児童相談所に対して次のとおり助言した。</p> <p>なお、時効により消滅した債権については、引き続き不納欠損として処理していく。</p> <p>(1) 新規に児童を措置するに当たっては、その保護者に負担金納入の必要性について十分説明を行い、理解を得ることを徹底すること。</p> <p>(2) 滞納が発生した場合には、迅速に納付交渉を行い、滞納者から納付できない理由を確認するとともに、必要な場合には分割納入を指導、又は徴収の猶予を検討すること。また、定期的な納付指導を継続すること。</p> <p>(3) 職員を現金取扱員として一部納付金の受領を認めるようにするなど、個々の実態に合わせた納入促進対策を行うこと。</p> <p>(4) 滞納者の子である児童の保護に支障がないことが確認できる場合は、滞納処分も視野に入れ、財産調査を実施すること。</p> <p>3 児童扶養手当給付費返還金</p> <p>特別滞納整理期間（夏季及び冬季）を設け、令和2年度においても、8月に集中督促を行い、一括での返還が難しい債務者には、分割納入や債務承認書等の説明・手続きを行った。また、市町村と連携して支払止しの処理を行うなど、返還金発生の未然防止に努めた。</p> <p>4 さわらび学園費</p>	<p>収入未済縮減にあたり、さわらび学園に対して、新規に措置するケースにおいては入園時に立ち会う保護者へ負担金の納入義務について丁寧に説明することにより納入の必要性を意識付けさせるとともに、滞納が発生した場合には、電話や督促状による早期納入の指導や家庭訪問の実施のほか、必要に応じて分割納入を指導するなど個々の事情に合わせた納入促進対策を行うことなどを助言した。</p> <p>なお、時効により消滅した債権については、引き続き不納欠損として処理していく。</p> <p>(7) 障害福祉課・精神保健推進室</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>報酬、報償費、旅費、需用費及び委託料において、引き続き支払遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じらるたい。</p> <p>(内容)</p> <p>1 報酬、報償費、旅費及び需用費について、60日以上支払遅延が認められたもの。 ・件数 11件</p> <p>2 委託料について、3か月以上の支払遅延があったもの。 ・金額 778,960円 ・件数 1件</p> <p>ロ 措置の内容</p> <p>支出予定日の共有や会計管理表による未支出案件の可視化、定期的な確認の頻度増等により、複数の職員によるチェック体制を強化するなど、会計処理に係る管理体制を改め、再発防止に努める。</p> <p>(8) 経済商工観光総務課・富県宮城推進室・企業復興支援室</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>広告掲載収入及び違約金において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じらるたい。</p> <p>(内容)</p> <p>果印刷物の広告掲載収入について、督促及び違約金の徴収を行っていないもの。 ・件数 1件 ・広告掲載料 100,000円 ・違約金額 421円</p> <p>ロ 措置の内容</p>
--	---

未徴収であった違約金は令和2年7月末に納入された。

今後は、管理表を作成し、週初と週末に担当・班長・総括の3者で状況を確認するとともに、未納案件に対しては電話等で納入を促し、完了まで継続することを徹底していく。

(9) 新産業振興課

イ 監査委員の報告の内容

延滞金（情報通信関連企業立地促進奨励金）において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図りたい。

(内容)

・令和元年度収入未済額

現年度分 11,945,606円

過年度分 0円

合 計 11,945,606円

ロ 措置の内容

本件については、奨励金交付事業者に対し、延滞金の全額一括返済を求めるとしており、これまで、事業者を訪問し、一括返済を直接要請しているほか、県顧問弁護士から債権回収に係る法的手法について助言を得ている。

今後は、事業者の財務状況を注視しつつ、法的手法を含めた債権回収手段について検討を進める予定である。

(10) 国際企画課

イ 監査委員の報告の内容

受託事業収入において、測定遺漏が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

企業局から受託したみやぎ産業交流センター西館及び仙台台港国際ビジネスサポートセンターに係る平成31年度計画更新及び修繕工事の費用について、覚書に基づき負担額の測定を行っていなかったもの。

・件数 1件

・金額 3,057,000円

ロ 措置の内容

予算措置状況及び覚書の内容に応じた適切な測定時期について、担当のみならず複数の目で点検・確認し、適正な執行に努める。

(11) 森林整備課

イ 監査委員の報告の内容

補助金の交付事務において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

1 森林病害虫防除事業及び温暖化防止森林づくり推進事業について、一部の交付先に対し事業完了後に遡及して交付決定を行ったもの。

・件数 18件

2 森林病害虫防除事業について、一部の交付先に対し事業完了後に交付決定を行ったもの。

・件数 1件

3 温暖化防止森林づくり推進事業について、令和元年11月11日に実績報告書の提出があったにもかかわらず、令和2年3月4日に額の確定を行ったもの。

・件数 1件

ロ 措置の内容

補助事業の進捗管理を担当班内で共有するとともに、遅延事務の有無について、定期的に確認するよう改善を図った。

また、進捗状況については、管理職へ報告し、組織で共有するとともに、必要に応じて業務分担の調整等を行いながら、事務処理の遅延防止に努めている。

(12) 住宅課

イ 監査委員の報告の内容

県営住宅使用料、特定公共賃貸住宅使用料及び県営住宅駐車場使用料において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図りたい。

(内容)

1 県営住宅使用料

・令和元年度収入未済額

現年度分 18,316,075円

過年度分 22,071,119円

合 計 40,387,194円

・平成30年度収入未済額

現年度分 16,071,270円

過年度分 23,057,109円

報 告 書 公 報 報 告 書

<p>合 計 39,128,379円</p> <p>2 特定公共賃貸住宅使用料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度収入未済額 現年度分 325,500円 過年度分 0円 合 計 325,500円 <p>3 県営住宅駐車場使用料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度収入未済額 現年度分 1,859,700円 過年度分 1,423,650円 合 計 3,283,350円 <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度収入未済額 現年度分 1,553,350円 過年度分 1,409,200円 合 計 2,962,550円 <p>ロ 措置の内容</p> <p>県営住宅の管理業務全般については宮城県住宅供給公社（以下「公社」という。）へ委託しており、滞納整理業務についても公社が主体となり実施している。県住宅課職員も戸別訪問に同行するなど、連携を密にした取組を実施している。</p> <p>「県営住宅滞納家賃等縮減推進の取組について（平成28年度～令和2年度）」の取組方針を基本としつつも、滞納状況の変化への対応も重要と考え、初期滞納者への早期対応を強化し、滞納発生時における連帯保証人への協力要請等、滞納の蓄積を未然に防ぐ取組を実施している。毎月開催する公社との連絡調整会議において、滞納整理の実施状況や収納状況及び収入未申告と滞納の関係を把握しながら、滞納発生に対する早期の対応を指示している。</p> <p>収入未申告者の中には、人居承継や同居承認等の手続きが未了であることにより、家賃が高額な近傍同種家賃になり、結果として滞納が増加している事例が見られる。このような事例を早期に解消する、もしくは未然に防ぐためにも公社の滞納整理部門と人居管理部門の連携が重要になるため、連携を密にするよう指示している。</p> <p>滞納が長期化している案件については法的措置による厳正な対応を前提に、対応方針について個々に協議及び検討し、対策を講じている。</p> <p>(13) 会計課・会計指導検査室</p>	<p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>法定受託事務である国庫補助金の支出事務において、未払が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>市町村から提出された補助金の請求書を見落とし、未払となったもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・件数 1件 ・金額 36,409,000円 <p>ロ 措置の内容</p> <p>未払いとなった国庫補助金は、国への依頼・協議の結果、令和2年4月末に、全額支払いが完了した。</p> <p>国費担当課と会計課間で請求書等の受け渡しを確実にを行うために、請求書一覧表の作成や、請求書が複数ある場合には付箋を貼付するなど、受け渡し方法のルール化を行った。</p> <p>また、国庫金の会計システムから出力される「支出決定未済一覧表」を活用し、会計課・国費担当課相互で未支出の状況を共有し支出漏れの防止を図った。</p> <p>引き続き複数職員によるチェック体制の徹底に努めていく。</p> <p>(14) 福利課</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>予算執行において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>教職員の退職手当所要額の見込み違いにより、予算が不足し最終補正予算成立後に他課から多額の予算流用を行ったもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最終予算額 125,400,000,000円 ・退職手当所要額 126,710,930,161円 ・予算不足額 131,093,016円 ・予算流用額 131,093,016円 <p>ロ 措置の内容</p> <p>令和元年度の最終補正予算編制後に見込みを上回る退職の申出があり、予算が不足したため、最終補正予算成立後に流用により対応したものを。</p> <p>今後退職手当額を見込む際には、1人当たりの算定額を見直すなど、適切な予算確保に努めていく。</p>
--	--

(15) 高校教育課・宮城丸

イ 監査委員の報告の内容

高等学校等育英奨学資金貸付金償還金、高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸付金元金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図りたい。

(内容)

1 高等学校等育英奨学資金貸付金償還金

・令和元年度収入未済額

現年度分 88,029,273円

過年度分 253,272,894円

合 計 341,302,167円

・平成30年度収入未済額

現年度分 96,062,797円

過年度分 221,435,025円

合 計 317,497,822円

2 高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸付金元金

・令和元年度収入未済額

現年度分 128,000円

過年度分 755,000円

合 計 883,000円

・平成30年度収入未済額

現年度分 0円

過年度分 983,000円

合 計 983,000円

ロ 措置の内容

各貸付金において、償還金の収入未済額を縮減するため、未納者に対して督促状を毎月送付するとともに、これに応じない者には、電話による催告や未納額総額を記載した納付催告書を送付し償還を促した。さらに6か月以上未納状態が続いている者に対しては、連帯保証人宛てに未納額総額を記載した納付催告書の送付や自宅訪問を行った。また、所在不明等による回収困難案件の一部について、債権回収会社（サービサー）に業務委託するなど、取組の強化を図った。

なお、生活保護受給者などの経済的困窮者や、大学進学などにより償還が困難な者に対して

は、償還の猶予を案内し、新たな収入未済額発生への抑制に努めた。

令和元年度において、過年度の収入未済額のうち、高等学校等育英奨学資金貸付金償還金については64,224,928円、高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸付金元金については228,000円をそれぞれ回収し、収入未済額の縮減に努めた。

今後は、これまでの取組に加えて、連帯保証人への催告書の送付対象を6か月以上の滞納者から2か月以上の滞納者へ拡大することや未納が初期段階にある者に対しての架電督促を強化するなど、引き続き収入未済額の縮減に努めていく。

(16) スポーツ健康課

イ 監査委員の報告の内容

指定管理者の選定において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられた。

(内容)

宮城県長沼ポート場及び宮城県ライフル射撃場の指定管理者を選定する際に、納税義務等の確認を充分に行わないまま選定していたもの。

ロ 措置の内容

これまで、指定管理者の選定に当たっては、申請の際の確認書類として、納税義務がないこと、申立書の提出を求めたところである。行政からの委託事業は、収益事業となる請負業に含まれるため、法人税の対象になることや消費税法上の課税売上として扱われることなどを十分に理解・認識した上で申請資格の審査を厳正に行うとともに、審査要件の有無を確認する職員の税法上の知識の習得に努め、再発を防止していく。

(17) 県警本部

イ 監査委員の報告の内容

損害賠償金、放置違反金及び延滞金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られた。

(内容)

1 損害賠償金

・令和元年度収入未済額

現年度分 3,080,000円

過年度分 25,293,734円

合 計 28,373,734円

・平成30年度収入未済額

現年度分 4,890,240円
 過年度分 20,565,494円
 合 計 25,455,734円

2 放置違反金

・令和元年度収入未済額

現年度分 2,207,500円
 過年度分 3,086,000円
 合 計 5,293,500円

・平成30年度収入未済額

現年度分 2,532,000円
 過年度分 3,224,000円
 合 計 5,756,000円

3 延滞金(放置違反金に係る延滞金)

・令和元年度収入未済額

現年度分 1,633,000円
 過年度分 4,683,300円
 合 計 6,316,600円

・平成30年度収入未済額

現年度分 1,822,000円
 過年度分 5,075,500円
 合 計 6,897,000円

ロ 措置の内容

1 損害賠償金

(1) 電話による納付促進

電話による納付促進を実施した。

(2) 分割納付・一部現金による債権の回収促進

生活困窮等の理由で一括納付ができない債務者に対しては、分割納付及び一部現金による納付促進を実施した。

(3) 分割納付者に対する指導

分割納付者のうち、納付が滞りがちとなっている債務者に対しては、電話による納付指導を実施した。

2 放置違反金及び延滞金

(1) 戸別訪問による現金徴収(自主納付)の強化

督促後の所在不明者、連絡不能者に対しては綿密な調査を徹底して所在を把握し、積極的に戸別訪問を実施して自主納付を促し、現金徴収を行った。

(2) 電話催促による自主納付の促進

督促後の滞納者に対しては、電話催促専任の会計年度任用職員2名による早期かつ反復した電話催促を実施し、自主納付を促した。

(3) 滞納処分の実施

再三の催促に応じない滞納者については、財産調査を徹底し滞納処分として預貯金債権の差押えを実施した。

○宮城県監査委員告示第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事から同条第14項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

令和3年1月8日

1 監査委員の報告日	宮城県監査委員	本	木	忠	一
令和2年8月31日	宮城県監査委員	大	田	稔	郎
2 通知のあった日	宮城県監査委員	石	森	建	二
令和2年11月9日	宮城県監査委員	成	田	由	加里

記

3 監査委員の報告内容及び措置の内容

・公営事業課及び水道経営課

(1) 監査委員の報告の内容

流域下水道事業において、地方公営企業法適用のメリットを十分に活かしていない取扱いが認められたので、改善されたい。

(2) 措置の内容

当該補助金のうち「企業債元金の償還に充てるための補助」について、平成26年度包括外部

監査の指摘を踏まえ、今後は「減価償却費に充てるための補助」として取扱い、地方公営企業法適用に伴う消費税額の負担軽減のメリットを享受できるように改善することとした。